

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三百五十四号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで 同市柏戸字谷城一四五〇番一 地先から 加須市柳生字小屋口一六五六番	先まで 同市柏戸字谷城一四五〇番一 地先から 加須市柳生字下宿二五〇〇番一		区 間
一一・五〇 四五・〇〇	七・九〇 八四・五〇		敷地の幅員 (メートル)
一九九六・〇〇	四〇七二・〇〇		延長 (メートル)
	道路改良工事 旧道の一部は、加須市に引き継ぐ 予定。		備 考